

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係

参考資料3

地域公益取組(事業)(24条第2項)
【責務規定】

公益事業

地域公益事業(55条の2第4項第2号)
【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援 等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
有料老人ホーム
社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業

- ・【通常の利用
料より低額
で提供する
もの
(社会福祉法
人軽減等)】
- ・特別養護老
人ホーム 等

- ・社会福祉事業(55条の2第4項第1号)
- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等